

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名: 「中性子線用ポケット線量計等の点検業務」
- (2) 趣旨及び概要: 仕様書による。
- (3) 数 量: 一式
- (4) 納 期: 2026年 2月27日
- (5) 納 入 場 所: 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504-36
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号: 110-0015
所 在 地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名: 公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署: 総務部 契約課
フリガナ: イイズミ ジュンコ
担 当 者 名: 飯泉 順子
電 話 番 号: 03-5816-7765
F A X: 03-3834-5265
M a i l: keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2025年 6月 2日(月) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類(電子メール可)
 - ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
 - ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2人以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 5月14日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

参加意思確認書

2025年5月14日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「中性子線用ポケット線量計等の点検業務」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メール

「公募説明書」記載の通り、6月2日
までに契約課まで提出下さい。

資格要件確認書

回答期限	2025年6月30日 (六ヶ所センター必着)					
契約番号	312-022		請求元課室	安全管理課		
契約件名	中性子線用ポケット線量計等の点検業務		区 分	■A・□B		
参加候補者			評価結果	□合格、□不合格 (下記の通り)		
評価項目		確認項目	証明資料	RSC 記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 施・管理体 制等 ※購買品区 分A・Bは 必須(共通 項目)	1.1 業務の実 施体制	① 業務の実施に十分 な人員数及びスキル (業務遂行に必要な 有資格等)が確保さ れていること。	契約案件の関連部 署の人数が確認で きる実施体制図	□良 □否		請求元 課室長
		② 必要な業務分担 (設計開発、製造、 調達、試験、検査、 保守、設置工事、品 質保証等)及び管理 体制(品責、作業管 理者等を含む)がと られていること。	実施体制図(契約 案件の関連部署の み) 受注者(下請け業 者を含む)の ISO9001 認証書(附 属書含む)又は品 質保証計画書など	□良 □否		
	1.2 品質管理 及び情報 セキュリ ティ体制	① 受注する製品及び サービスを要求項目 に沿って提供できる 品質管理システム(設 計・開発・調達を含 む)が確立しているこ と。	受注者の ISO9001 認証書(附属書含 む)及び品質保証 計画書など 調達がある場合 は、ベンダーリス ト、サプライチェ ーン説明書等	□良 □否		請求元 課室長
	1.3※ 入札資格	① 国(独法を含む) または地方自治体の 入札参加資格を有す ること。	(例) 省庁統一資格	※契約担当部署にて対応		
	1.4 コンプラ イアンス	① コンプライアンス 違反の有無(有の場 合はどのように改善 したか。)	□無・□有(改善 内容を別添)	□良 □否		請求元 課室長
		② 不適合事象の有無 (有の場合はどのよ うに改善したか。)	□無・□有(改善 内容を別添)	□良 □否		
	1.5 安全文化 の育成	原子力安全を第1に 考え、安全文化の育 成・維持に努めてい ること	安全文化育成の教 育・訓練実績表	□良 □否		請求元 課室長

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社 名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目		仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
					判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等			※タイトル行(太線内)は変更しないでください。			「センター記入欄」には何も記入しないでください。	
	体制		数及びスキル(業務遂行に必要有資格等)が確保されて	●●資格証(写)			
本書は、案件ごとに記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書等の書類と合わせて、入札仕様書等の提出期限までにメールまたはFAXにて提出してください。							
			る品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	QMS体制図			
			② 情報セキュリティに対する管理体制と。	情報セキュリティ体制			
複数例示された資料から選択する場合は提出する資料名を○で囲んでください。							
2 技術確認事項	2.1 技術能力の確認	P.1 2(3)	① ○○の資格を有する作業員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書			
	2.2 技術設備の確認						
	2.3 物品性能の確認	P.3 4(1)	の性能要件を満たしていること。	製品のスぺックがわかる資料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績の確認	P.4 5(1)	① 過去5年間で、当該製品は、(耐震設計基準●クラスで)納入実績を示すこと。	納品実績表			
例示された資料と提出資料が異なる場合は実際の資料名に訂正してください。							

中性子線用ポケット線量計等の点検業務
仕様書

2025 年度

公益財団法人核物質管理センター

目 次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 契約範囲及び業務内容	1
4. 納期	2
5. 引渡し場所及び引取り場所	2
6. 支給品及び貸与品	2
7. 提出書類	3
8. 検収条件	4
9. 契約不適合責任	4
10. 適用法規・規定等	4
11. 特記事項	4
別表-1 点検対象機器及び点検内容等一覧	6
別表-2 点検対象機器及び点検内容等一覧	7
別表-3 点検対象機器及び点検内容等一覧	8

1. 件名

中性子線用ポケット線量計等の点検業務

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）六ヶ所保障措置センター（以下、「六ヶ所センター」という。）が所有する放射線管理機器の点検業務に係る仕様について定めたものである。

3. 契約範囲及び業務内容

(1) 契約範囲

- 1) 中性子線用ポケット線量計の運搬及び点検
- 2) γ 線用ポケット線量計の運搬及び点検
- 3) 中性子線用サーベイメータの運搬及び点検
- 4) 提出書類の作成

(2) 業務内容

1) 中性子線用ポケット線量計の運搬及び点検

① 受注者は、別表-1「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す台数の中性子線用ポケット線量計について引渡しの都度（2回）梱包し、点検前は5.に示す場所から受注者が点検を実施する場所までの間、点検後は受注者が点検を実施した場所から5.に示す場所までの間を運搬すること。運搬は2回に分けて実施するものとし、運搬日については、六ヶ所センター安全管理課と調整の上、決定すること。

② 受注者は、引渡しを受けた機器について、引渡し毎に別表-1「点検対象機器及び点検内容等一覧」の「点検内容」に示す点検を実施すること。また、点検実施後に当該機器に点検年月日が記載されたシールを貼付すること。なお、点検で使用する計測機器及び標準線源は、国家標準又は国際標準にトレーサビリティを有するものとし、受注者が準備すること。

2) γ 線用ポケット線量計の運搬及び点検

① 受注者は、別表-2「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す台数の γ 線用ポケット線量計について引渡しの都度（3回）梱包し、点検前は5.に示す場所から受注者が点検を実施する場所までの間、点検後は受注者が点検を実施した場所から5.に示す場所までの間を運搬すること。運搬は3回に分けて実施するものとし、運搬日については六ヶ所センター安全管理課と調整の上、決定すること。

② 受注者は、引渡しを受けた機器について、引渡し毎に別表-2「点検対象機器及び点検内容等一覧」の「点検内容」に示す点検を実施すること。また、点検実施後に当該機器に点検年月日が記載されたシールを貼付すること。なお、点検で使用する計測機器及び標準線源は、国家標準又は国際標準にトレーサビリティを有するものとし、受注者が準備すること。

3) 中性子線用サーベイメータの運搬及び点検

① 受注者は、別表-3「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す台数の中性子線用サーベイメータを梱包し、点検前は 5. に示す場所から受注者が点検を実施する場所までの間、点検後は受注者が点検を実施した場所から 5. に示す場所までの間を運搬すること。運搬日については六ヶ所センター安全管理課と調整の上、決定すること。

② 受注者は、引渡しを受けた機器について、別表-3「点検対象機器及び点検内容等一覧」の「点検内容」に示す点検を実施すること。また、点検実施後に当該機器に点検年月日が記載されたシールを貼付すること。なお、点検で使用する計測機器及び標準線源は、国家標準又は国際標準にトレーサビリティを有するものとし、受注者が準備すること。

4) 提出書類の作成

受注者は、7. に示す書類を作成し、六ヶ所センター安全管理課へ提出すること。

4. 納期

2026 年 2 月 27 日

5. 引渡し場所及び引取り場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 504 番地 36

六ヶ所センター内指定場所

6. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

なし

(2) 貸与品

1) 中性子線用ポケット線量計

① 数量 : 別表-1「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す台数

② 引渡場所 : 5. に示す場所

③ 引渡時期 : 六ヶ所センター安全管理課と協議の上、決定する。

④ 引渡方法 : 直接渡し

⑤ 返却時期 : 作業終了後速やかに

⑥ 返却方法：直接渡し

2) γ線用ポケット線量計

- ① 数量：別表-2「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す台数
- ② 引渡場所：5.に示す場所
- ③ 引渡時期：六ヶ所センター安全管理課と協議の上、決定する。
- ④ 引渡方法：直接渡し
- ⑤ 返却時期：作業終了後速やかに
- ⑥ 返却方法：直接渡し

3) 中性子線用サーベイメータ

- ① 数量：別表-3「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す台数
- ② 引渡場所：5.に示す場所
- ③ 引渡時期：六ヶ所センター安全管理課と協議の上、決定する。
- ④ 引渡方法：直接渡し
- ⑤ 返却時期：作業終了後速やかに
- ⑥ 返却方法：直接渡し

7. 提出書類

受注者は、以下の書類を提出時期までに六ヶ所センター安全管理課に提出すること。なお、承認返却が必要な書類については受注者が準備すること。資格要件確認時に提出した書類と相違ない場合は提出を不要とする。

No.	書類名	提出時期	部数
1	品質保証計画書	契約後速やかに	1部
2	工程表 ^{*1}	作業開始2週間前までに	1部
3	点検要領書 ^{*2}	作業開始2週間前までに	1部
4	計測機器の証明書写し ^{*3}	作業開始2週間前までに	1部
5	標準線源の証明書写し ^{*3}	作業開始2週間前までに	1部
6	点検報告書 ^{*4}	作業終了後速やかに	1部
7	打合せ議事録 ^{*5}	打合せ終了後速やかに	1部

*1 工程表は、六ヶ所センター安全管理課と作業日を調整した上で作成すること。

*2 点検要領書には、別表「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す点検項目、点検内容を記載すること。また、手順及び判定基準を明確に記載すること。

*3 計測機器及び標準線源の証明書写しは、以下の条件を満足すること。

(a) 校正証明書

(b) トレーサビリティ体系図

ただし、JCSS、A2LA、DAkkSなどの認定事業者が校正したことが明確な校正証明書又は標準物質である証明書(CRM Certificate等)を提出する場合は、トレーサビリティ体系図の提出を不要とする。

*4 点検報告書には、点検結果及び点検結果の所見を記載すること。また、点検

報告書に記載する内容の詳細は、六ヶ所センター安全管理課と調整すること。
*5 打合せ議事録については、打合せを行った場合、その都度提出すること。なお、打合せを行わなかった場合、提出は不要とする。

8. 検収条件

3. に示す業務が実施され、7. に示す全ての書類が提出されたことをもって検収とする。

9. 契約不適合責任

(1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。

(2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

10. 適用法規・規定等

日本産業規格（JIS Z 4521：2006、JIS Z 4511：2018）

11. 特記事項

(1) 受注者は、本仕様書に記載されている物品について、法令等に基づく届出等の必要がある場合や、届出等が必要になる可能性がある場合は、その内容及び方法について情報を提供すること。

(2) 受注者は、必要に応じ六ヶ所センターが実施する品質監査（技術的能力、品質マネジメント体制等に関すること）を受けること。

(3) 受注者は、作業の実施において既設設備を破損させた場合、直ちに六ヶ所センターに報告するとともに、速やかに修理又は同等品との交換を無償で行うこと。

(4) 受注者は、本作業の実施により取得した各種データ、点検結果を点検報告書に記載すること。

(5) 受注者は、本業務により六ヶ所保障措置分析所及び六ヶ所センター内での業務及び作業において、化学物質、人工物質を使用した作業については、SDS等から内容物を確認し、健康障害防止対策及びリスクアセスメントを行い、SDSとともに六ヶ所センターに提出し、承認を得ること。

- (6) 受注者は、本業務により六ヶ所保障措置分析所及び六ヶ所センター内での業務及び作業において使用する工具、機器等は、耐用年数を経過していないこと及び取扱説明書以外の使用をしないことを確認し、その結果を文書で六ヶ所センターへ報告すること。特殊な使い方や治具を利用する場合は、六ヶ所センターに説明し承認を得ること。
- (7) 受注者は、当該契約の成果物の維持又は運用に必要な技術情報（契約に資した資機材の不適合事例等及び類似作業に関連したもの）がある場合は、所見等に記載し、六ヶ所センターへ提供すること。
- (8) 受注者は、本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うこと。

以上

別表-1 点検対象機器及び点検内容等一覧

点検対象機器	製造者	型式	台数	点検項目	点検内容
中性子線用 ポケット線量計	富士電機 株式会社	CPXANRFA-31	30	外観点検	目視にて機器外観の確認を行う。
				動作点検	電源投入時の表示確認を行い、測定状態となることを確認する。
				警報音量 検査	警報音量を精密騒音計で確認する。
				データ通信 検査	設定器にて設定入力した値と読取り値を比較し、正常に設定できることを確認する。
				校正	JIS Z 4521 : 2006 に準じた校正又は試験所・校正機関認定制度 (ISO/IEC17025) により認定された校正機関による校正を行う。
				警報作動	指示線量が設定線量に到達した時の警報動作を確認する。

別表-2 点検対象機器及び点検内容等一覧

点検対象機器	製造者	型式	台数	点検項目	点検内容
γ線用 ポケット線量計	富士電機 株式会社	CPXANRFA-30	70	外観点検	目視にて機器外観の確認を行う。
				動作点検	電源投入時の表示確認を行い、測定状態となることを確認する。
				警報音量 検査	警報音量を精密騒音計で確認する。
				データ通信 検査	設定器にて設定入力した値と読取り値を比較し、正常に設定できることを確認する。
				校正	JIS Z 4511 : 2018 に準じた校正又は試験所・校正機関認定制度 (ISO/IEC17025) により認定された校正機関による校正を行う。
				警報作動	指示線量が設定線量に到達した時の警報動作を確認する。

別表-3 点検対象機器及び点検内容等一覧

点検対象機器	製造者	型式	台数	点検項目	点検内容
中性子線用 サーベイメータ	富士電機 株式会社	NSN21013	1	外観点検	目視にて機器外観の確認を行う。
				消費電流	1次電池側にて消費電流を測定する。
				電圧低下 検出機能	BATT表示が点灯することを確認する。
				キー操作	キーを操作し操作音が出ることを確認する。
				計数パルス 出力	計測モードにおいて、パルス半値幅とパルス波形高を確認する。
				相対指示 誤差	²⁵² Cf線源を検出器中心線に密着させ、相対指示誤差を測定する。
				校正	JIS Z 4521:2006 に準じた校正又は試験所・校正機関認定制度 (ISO/IEC17025) により認定された校正機関による校正を行う。
				中性子指示 誤差	連続して5回測定した指示値の平均値との誤差を確認する。
				記録計指示 誤差	記録計に出力する電圧を測定する。
				γ 感度	¹³⁷ Cs線源のγ線 100mSv/hを照射し、指示を確認する。
				自然計数率	サーベイメータを動作状態にしてBG値を確認する。